

(総合評価) 都市基盤河川改修事業 西高瀬川  
(有栖川工区・梅津橋) 仮橋・迂回路整備工事

落札者決定基準

令和 7 年 1 0 月  
京 都 市 建 設 局

## I 技術資料の評価基準

| 分類                 | 評価項目                                     |                                                                                                         | 配点表 |    | 評価基準                                                                                              |
|--------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施工計画               | 施工上の配慮                                   |                                                                                                         | 4   | 4  | a 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、かつ、効果が<br>高いもの (4点)<br>b 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られるもの (2点)<br>c 上記に該当しない場合 (0点) |
| 企業の<br>施工能力        | (1)                                      | 京都市市長部局が発注し、元請として受注した工事（ただし、工事種別を「土木工事」、「鋼橋梁工事」及び「PSC 工事」とする。）のうち、平成30年度から令和6年10月31日までに完成済みの工事成績評定点の平均値 | 2   | 3  | a 平均点が80点以上の場合 (2点)<br>b 平均点が75点以上80点未満の場合 (1点)<br>c 平均点が75点未満の場合 (0点)                            |
|                    | (2)                                      | 京都市との災害協定の締結                                                                                            | 1   |    | a 京都市と災害協定を締結している団体に属している (1点)<br>b 上記に該当しない場合 (0点)                                               |
| 配置予定<br>技術者の<br>能力 | (1)                                      | C P D Sにおいて、令和5年度又は令和6年度に取得した1年間の各年度の学習単位                                                               | 1   | 2  | a どちらかの年度に20単位を取得した場合 (1点)<br>b 上記に該当しない場合 (0点)                                                   |
|                    | (2)                                      | 配置予定技術者（監理技術者、主任技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）への若手（40歳以下）又は女性の登用状況                                               | 1   |    | a 若手（40歳以下）又は女性を登用する場合 (1点)<br>b 上記に該当しない場合 (0点)                                                  |
| 地域貢献               | (貢献度)＝<br>(市内1次下請総数)÷<br>(1次下請総数)×100(%) |                                                                                                         | 2   | 2  | a 貢献度が75%以上の場合 (2点)<br>b 貢献度が50%以上75%未満の場合 (1点)<br>c 貢献度が50%未満の場合 (0点)                            |
| 加算点計               |                                          |                                                                                                         | 11  | 11 |                                                                                                   |

注1）各評価項目が確認できる資料（最新の団体名簿、学習履歴証明書の写し、資格者証等の写し、技術資料提出日において3か月以上の雇用関係が確認できる資料（事業所名がわかる健康保険証、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」PDF、資格確認書等）の写し等）も併せて提出すること。提出された資料で、各評価項目が確認できない場合は評価しない。

注2）上表の「施工計画」の項目の評価点は、採点者の評価点を平均し、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁までの数値とする。

注3）落札者決定基準、入札公告、設計図書に記載のない事項については「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」のとおりとする。<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000189416.html>

注4）提出資料が、「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」に記載の欠格事項に該当する場合は、入札を無効とする。

## II 技術資料の評価項目

本工事の落札者の決定に当たっては、施工計画、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力等と入札価格を総合的に評価する「総合評価方式」を採用することとし、その技術資料について、下記のとおり求めるものである。

### 1 施工計画

施工上の配慮について（様式2）

本工事は、都市基盤河川改修事業 西高瀬川（有栖川工区・梅津橋）における仮橋及び迂回路の整備を行うものである。

四条通は、第2次緊急輸送道路に指定されていることから、災害時において適切な通行環境が求められているが、片側1車線の道路で交通量が多く、さらに路線バスや観光バスも通行していることから、工事中の渋滞が予想される。また、歩行者及び自転車交通量も多く、沿道には家屋のほか、マンションや店舗等が近接・密集しており、安全等には十分に配慮したうえで工事を行う必要がある。

以上のことから、以下の対策を図る必要がある。

- ・ 本工事箇所への車両流入を抑制する対策（夜間工事とするなど、施工時間の変更による渋滞対策を除く。）
- ・ 工事中の安全管理のほか、工事施工時間外における第三者災害防止対策
- ・ 既設構造物取壊し時や仮橋施工時等における騒音・振動対策（騒音・振動の発生を抑制する工法変更ではなく、施工上の工夫による対策）

上記を踏まえて、本工事の施工上配慮すべき項目とその対策について、目的と効果を述べたうえで、重要かつ効果的と考える順に具体的に記載すること。

ただし、提案は3項目まで（1項目当たり1対策とする）とし、3項目を超える提案については評価の対象外とする。

※ 上記について、施工方法及び材料に関わる提案についても可とするが、設計変更の対象としない。

※ 以下の提案については、評価の対象外とする。

- ・ 過度な金額負担が伴うと考えられる提案
- ・ ICT活用工事に係る施工プロセス（①3次元起工測量、②3次元設計データの作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品）の提案
- ・ 交通誘導警備員の単純な増員
- ・ 関係機関（道路管理者、交通管理者、河川管理者、企業者等）及び地域住民との協議により、明らかに同意を得ることが難しいと想定される提案

### 2 企業の施工能力（様式3）

- (1) 京都市市長部局が発注し、元請（共同企業体を含む。）として受注した工事（ただし、工事種別を「土木工事」、「鋼橋梁工事」及び「PSC工事」とする。）のうち、平成30年度から令和6年10月31日までに完成したものについて、工事成績評定点の平均値※（小数第1位を切捨て整数とする。）を評価する。ただし、随意契約、単価契約及び小規模修繕等の案件を除く。

※ 工事成績評定点の平均値は、京都市競争入札等取扱要綱 第3条第2号アに規定するものとする。

- (2) 元請事業者が、本件の技術資料の提出日において、京都市と「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」又は「災害発生時における応急対策活動に関する協定」を締結している団体※に加入している場合に評価する。

※ （一社）京都府建設業協会、京都土木協会、（一社）京都道路建設業協会、（一社）全国中小建設業協会全中建京都及び京都部落建設業者共同組合に限る。

### 3 配置予定技術者の能力（様式4、5、6、7、8、9）

以下の(1)及び(2)については、本工事の入札公告に基づき、2名又は3名の技術者を配置予定者として入札参加確認申請した場合、評価点の合計が最も低い者について評価する。

- (1) 元請事業者の配置予定技術者が、CPDS（（一社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度）において、令和5年度又は令和6年度に取得した各年度の学習単位の取得状況により評価する。

ただし、対象とする期間は各年度において4月1日から3月31日の1年間※とする。

※ 証明期間については、各年度の4月1日から3月31日の1年間とすること。

（証明期間と証明日は異なるため注意すること）

- (2) 元請事業者が、若手（本件の技術資料の提出日時時点で満40歳以下）又は女性を、本工事において監理技術者、主任技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかとして登用する場合に評価する。ただし、常勤の自社社員であり、かつ技術資料の提出日において、引き続き3か月以上の雇用関係があること。また、登用する技術者について、工期中の交代は、次のいずれかの場合を除いて認められない。

(ア) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合。

(イ) 受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合、工場製作から現場施工に移行した場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、受発注者間で協議して合意したとき。

なお、若手又は女性の技術者は、最大3名まで提出することができるが、落札した場合には、直ちに実際に配置する技術者を特定し、工事担当課に書面（任意様式）で報告すること。

### 4 地域貢献（様式10）

下式で算出される「貢献度」により評価する。

$$(\text{貢献度}) = (\text{市内1次下請総数}) \div (\text{1次下請総数}) \times 100 (\%)$$

ただし、市内企業：京都市内に本店を有する企業（企業又は個人事業者）

1次下請企業：建設業法第24条の8における下請負人のうち

1次下請負人となるもの及び1次下請負人となる警備会社

市内1次下請総数：1次下請企業のうち、市内企業の総数

1次下請総数：1次下請企業の総数

## III 総合評価に関する事項

### 1 技術資料の評価方法

- (1) 標準点

標準点は、技術資料の提出期間に必要な事項等について、記載漏れのない技術資料を本市に提出した入札参加者に対して **100点** を与える。

- (2) 加算点

加算点は、落札者決定基準に基づき、入札参加者から提出された技術資料を評価し、点数化した合計値とする。

- (3) 評価値

① 評価値は、標準点と加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を入札参加者の入札価格で除して得た数値とする。

② 評価値は、以下の方法に基づき算出し、端数処理は行わないものとする。

- (4) 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点÷入札価格

＝（標準点＋加算点）÷入札価格

- (5) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、入札価格と技術資料の

評価結果に基づき算出した、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、学識経験者の意見聴取については、総合評価方式の落札者決定基準を定めるときに行うことが義務付けられている。また、その際に落札者決定時においても意見を聴くように求められた場合には、学識経験者の意見聴取を行ったうえで落札者を決定する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、欠格事項とみなし、入札を無効とする。

- ① 技術資料の提出期日までに技術資料を提出しない場合
- ② 技術資料に記載漏れがある場合
- ③ 技術資料の様式が定められたものと異なる場合
- ④ 技術資料の記載内容が発注者の求めている内容と異なる場合
- ⑤ 技術資料に虚偽の記載があった場合

## 2 履行確保とペナルティ

- (1) 技術資料に記載した事項については、施工計画書に記載するとともに、責任を持って確実に履行するものとする。また、履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認するものとする。

- (2) 受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、完成検査成績評定の法令遵守等の項目において工事成績評定点を減ずることとする。

なお、技術資料に記載した事項を達成する意志が受注者に認められないなど、受注者の技術資料に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づき参加停止の措置をとる場合がある。

- (3) 受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金として徴収する。

$$\text{違約金（税抜）} = A - A \times \{(B + C2) \div (B + C1)\}$$

ただし、

A : 当初の入札金額（税抜）

B : 標準点（100）

C1 : 入札時の技術提案に基づく加算点

C2 : 技術資料に記載された事項を履行できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

違約金は、1円未満を切り捨てる。

以上